

鎌倉市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務委託仕様書

1 目的

平成27年（2015年）12月にパリ協定が採択され、国際社会においては脱炭素社会実現に向けた取組が進められている。

我が国においても、令和2年（2020年）10月26日に開会した臨時国会における首相の所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、令和2年（2020年）12月25日には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が示された。

また、令和3年（2021年）6月9日には「地域脱炭素ロードマップ」が示された。

そこで本業務は、本市として2030年度46%削減目標の達成と2050年の脱炭素社会の実現を見据えた地域脱炭素促進事業素案及びシナリオを検討するとともに、そのシナリオの核となる地域再エネ導入計画の策定を目的とするものである。

2 業務期間

契約締結日から令和5年（2023年）1月31日まで

3 業務の内容

(1) 基礎情報の収集・整理

鎌倉市内の表1の情報を収集・整理する。

なお、統計資料等によるデータが十分に整備されていないものについては推計によって不足情報を補うこと。

表1 収集・整理する基礎情報

情報の種類		備考
1	温室効果ガス排出量	・鎌倉市の既存資料の情報を活用すること。 ・再生可能エネルギーは太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電とする。
2	最終エネルギー消費量	
3	電力消費量	
4	最大電力需要量	
5	再生可能エネルギー設備容量	
6	再生可能エネルギー生産量	

(2) 再生可能エネルギーのポテンシャル調査

国から提供されているデータやシステムなどを活用し、市内における再生可能エネルギー利用ポテンシャルを調査し、ポテンシャル量を整理する。

(3) 温室効果ガスの排出削減（再生可能エネルギー導入を含む）ための取組の調査・分析

2050年の脱炭素社会の実現を見据えた温室効果ガスの排出削減（再生可能エネルギー導入を含む）に関する取組について情報を収集するとともにその効果について分析する。

なお、本調査においては「第3期鎌倉市環境基本計画」「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」等の情報を活用すること。

- ・国や他自治体における取組調査
- ・市内におけるこれまでの取組の効果等に関する把握

- ・市内における再生可能エネルギー導入に関する課題の把握

(4) 脱炭素社会実現を想定した将来推計

2030年度46%削減目標の達成と2050年度脱炭素社会の実現の将来推計を実施する。

将来推計にあたっては、2050年度カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略や第6次エネルギー基本計画等を参考とする。

また、2050年度までのエネルギー使用量の増加量見込みや省エネルギー水準、高効率設備や再生可能エネルギーの導入量等について「現状趨勢(BAU)ケース」と「脱炭素社会実現のための対策ケース」で比較する。

(5) 再生可能エネルギー導入目標等の設定

(4)の将来推計に基づき、2050年度脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー導入目標を設定する。

また、2050年度の最終エネルギー消費量目標について、部門別（産業部門・業務その他部門・家庭部門・運輸部門・エネルギー管理部門）に設定する。

(6) 脱炭素社会実現に向けた検討・整理

(4)の将来推計や(5)で設定した再生可能エネルギー導入目標や最終エネルギー消費量目標を踏まえ、以下を検討・整理する。

- ・2030年度46%削減目標の達成に向けた施策及び重点プロジェクト
- ・2050年度脱炭素社会実現のロードマップ及び将来像

(7) 進捗管理のための指標設定

(6)で作成した2030年及び2050年に向けた進捗管理指標を設定する。

(8) 地域再エネ導入計画の策定

(1)から(7)までの内容を踏まえ、地域再エネ導入計画を策定する。

(9) 鎌倉市環境審議会の出席・資料作成（3回程度を想定）

地域再エネ導入計画の内容を審議するため、鎌倉市環境審議会に出席する。

受託者は鎌倉市環境審議会への資料を作成するとともに、資料の説明を行うこと。

当該資料は鎌倉市環境審議会に先立ってその1週間から2週間前に開催する鎌倉市環境施策推進協議会（庁内部長級の協議会）開催の10日程度前までに作成すること。

4 成果品

成果品は次のものとする。用紙、様式等については鎌倉市と協議の上、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）に定める地域脱炭素化促進事業の骨子案となるよう作成するものとする。

- ・地域再エネ導入計画（地域脱炭素化促進事業の骨子案） 2部（正・副）
- ・その他本業務実施に伴い生じた資料、打ち合わせ記録およびこれらのデータ一式 2部（正・副）

5 新型コロナウイルスによる業務中止等

新型コロナウイルスの影響により、発注者が地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づ

くり支援業務の中止を決定し、受注者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復をするものとする。また、契約金額の定めにかかわらず、業務中止後は発注者及び受注者双方で協議の上、発注者は、受注者が中止するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用のみを支払うものとする。